

廃棄物処理料

(平成 26 年 4 月 1 日 改正)

廃棄物処理料 基本料金

収集 1 回トラック(2 トン型) 1 台あたり 40,000 円 (別途消費税)

収集物が少量であっても最低作業料として基本料金を申し受けます。

トラック 1 回分であっても、収集物が多い場合は別途料金が発生します。

備 考

(1) 対象船舶

- ① 公共バース接岸船舶
- ② その他特に要請のある船舶はその都度協議により決定します

(2) 廃棄物収集時間

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

但し、日曜日、祝祭日及び悪天候時を除く。

(3) 消費税

外航船舶には消費税がかかりません。(証明書が必要)

内航船舶については別途消費税がかかります。

(4) 注意事項

- ① 船内で発生する生活廃棄物は、四日市市の要領により仕分け収納しすべて陸揚げ可能な状態にし、ヘアスプレー等危険を伴う物は除外して下さい。
また、生活廃棄物以外の廃棄物及び四日市市の処理施設で処理不可能な廃棄物については処理できません。
- ② 前項以外の特殊な形状の廃棄物の場合、または(2)の時間帯以外の収集作業及び料金については、その都度協議の上決定するものとします。